

石川県内には、数多くのNPOが活動しています。このコーナーでは、県内のNPOのリーダーにインタビューし、特色や現状などをシリーズで紹介します。今回は、奥能登で地元の特産物や自然環境を生かした地域活性化に取り組む「春蘭の里実行委員会」の会長、中本安昭さんにお話をうかがいました。

「身近な自然を生かし、魅力あふれるふるさとを創造したい」

春蘭の里実行委員会会長 中本 安昭さん

春蘭の栽培を軸に自然と触れ合う事業を展開

——春蘭の里実行委員会とはどんな団体ですか？

中本 能都町の野山に自生し、これまで見過ごされてきた春蘭を村おこしに利用していくこと、地域住民の有志を中心に平成8年9月に発足しました。実行委員は現在12名で、会社員や建設業、林業、輪島塗の蒔絵師など多彩なメンバーが参加し、それぞれの本業や得意分野などを生かして活動しています。

——具体的な活動内容を教えてください。

中本 花の保護も兼ねて、自生種の春蘭1万株をハウスで栽培し、毎年春になると、春蘭の里の会員さんに1人1株ずつ送っています。会員には、年会費15000円を納めればだれでもなることができ、県内はもちろん、関東や関西、九州など全国に会員の輪が広がっています。ほかにも、春には山菜、秋には地元産のはざかけした米やキノコ、冬には餅と正月飾りを発送し、能都町の自然の恵みを会員の家庭に届けています。

——春蘭だけでなく、地元の食材や自然資源をさまざまに活用しているんですね。

中本 はい。特産品では、地元の米と水で作った日本酒や木炭などの商品を開発し、「春蘭の里」ブランドで販売しています。メンバーの自宅を改装した民宿「春蘭の宿」は、お客様は1日1組だけ、お1人様でも貸し切りできるユニークな宿です。キノコ狩りに出かけたり、輪島塗の食器で旬の山菜料理を楽しんだりでき、年を追うごとに利用者が増えています。また、県、市町村、民間団体が連携して行う自然体験プログラム「いしかわ自然学校」でのエコロジーキャンプの主催や、里山の保全運動を通して、住民が身近な自然のすばらしさを再認識し、ふるさと



「いしかわ自然学校」のキャンプでは、子どもたちが農村生活を体験

事業内容の複合化で収入の安定を目指す

——活動を続ける上での課題は何ですか？

中本 やはり、資金面の問題でしょう。現状では会員が年に150人程度で、会費収入だけでは運営資金がまかなえないため、能都町からのまちづくり事業支援の助成金や実行委員会メンバーの積立金で運営している状況です。

——では、その対策は？

中本 ホームページなどをを使ったPRにより、活動の周知と会員数の増加を図る一方、ドイツのクラインガルテン（市民農園）のように、地区内にある空き家となった農家を農地ごと別荘として貸し出すといった新事業を検討中です。事業展開をより複合的にして収益を安定させ、資金を確保したいと考えています。

——今後の活動目標は？

中本 春蘭の里構想には、全国の春蘭を集めた観察ドームの建設や地元に語り継がれる民話の伝承などさまざまな計画があり、その実現に向けて、実行委員が一丸となって努力していきます。地域の皆さんのご協力もいただきながら、魅力ある人々が暮らす、魅力ある地域づくりを進めていくつもりです。

P R O F I L E



中本 安昭さん

(なかもと・やすあき)

能都町在住。東京で生まれ育ち、昭和50年、奥さんの実家のある能都町に。山歩きなどを通じて、豊かな自然に魅せられる。平成5年、農林水産省の中山間地域活性化事業で地区委員となり、春蘭を利用した地域づくりを提案。春蘭の里構想のきっかけをつくった。実行委員会では、発足時から会長を務めている。

【お問い合わせ】 春蘭の里実行委員会
能都町字宮地 TEL 0768(67)8001

※この冊子は再生紙を使用しております。

いしかわ NPO ニュース

[特集]
NPO活動支援センター「あいむ」
4月1日、旧県庁に移転オープン。

INFORMATION
県からのお知らせ
NPO・ボランティア情報
助成金ニュース

リーダーズVOICE
春蘭の里実行委員会会長
中本 安昭さん



石川県

URL <http://www.ishikawa-npo.jp>

[特集]

NPO活動支援センター「あいむ」 4月1日、旧県庁に移転オープン。

石川県NPO活動支援センター「あいむ」が移転し、4月1日から金沢市広坂の旧県庁議員会館2階で業務を開始します。これまで入居していた県社会教育会館時代よりも全体の床面積が広かり、会議室と作業室を別々の独立した部屋にするなど、より多くの方々に有効活用していただけるスペースとなります。駐車スペースも従来より拡大。NPO活動ボランティア活動などのさらなる活性化に、新『あいむ』をお役立てください。



●会議室

20人程度までの会議等に利用が可能です。ホワイトボード、ビデオプロジェクター、スクリーン等も備えています。

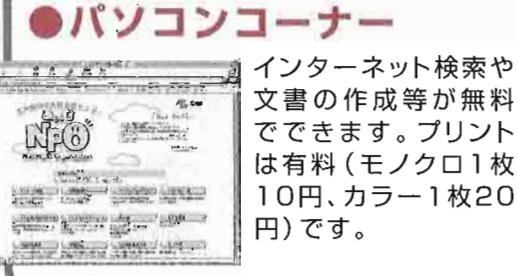
エレベーター

●ロッカー

活動に必要な印刷用紙、事務用品等の保管場所に利用できます。

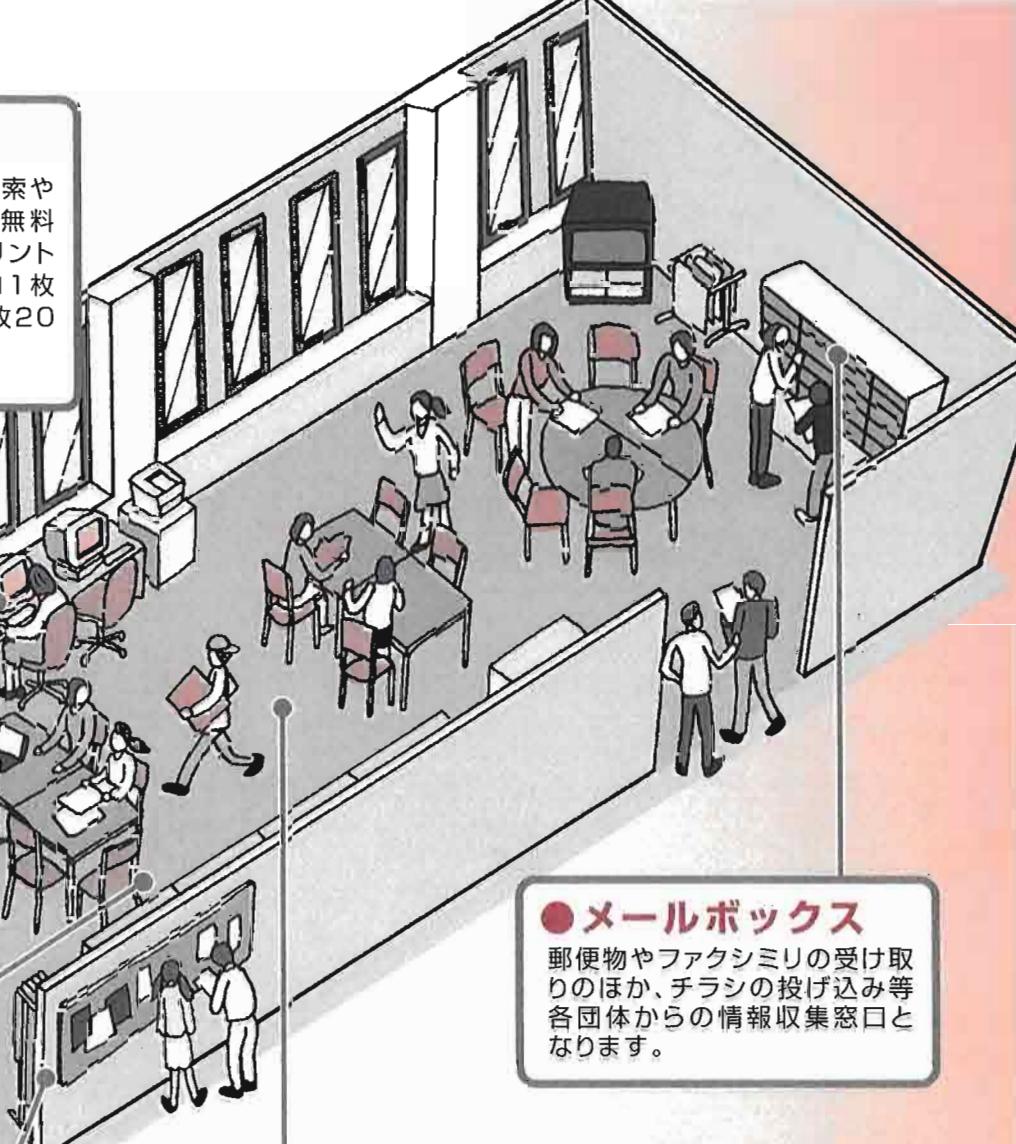
●作業室

印刷機や紙折り機等の機器が利用できます。印刷機は有料(マスター(原紙)1枚につき100円)です。



●パソコンコーナー

インターネット検索や文書の作成等が無料でできます。プリントは有料(モノクロ1枚10円、カラー1枚20円)です。



●メールボックス

郵便物やファクシミリの受け取りのほか、チラシの投げ込み等各団体からの情報収集窓口となります。



●交流スペース

打ち合わせや図書・雑誌等の閲覧に自由にお使いください。予約は不要です。ポットや茶器も備えています。

●情報提供コーナー

各団体のポスター等を掲示したり、チラシやパンフレットを自由に置くことができ、センターに集まる他の団体や県民のみなさんへの情報発信ができます。



石川県NPO活動支援センター 移転先のご案内



センターの利用に関するお問い合わせ、予約の申込み等は事務局までご連絡ください。

[新住所]
〒920-0962 金沢市広坂2丁目1番1号 石川県庁舎2号館2階
TEL076(223)9558(変更なし) FAX076(223)9559(変更なし)

改正NPO法の

平成15年5月1日から施行

市民を主体とした公益の担い手として、NPO法人は、これからの経済社会において重要な役割を果たすことが期待されています。

今回の改正では、法施行後のNPO法人制度の運用実態を踏まえ、さらに市民の自由な社会貢献活動を促進するとともに、NPO法人の健全な発展のために、以下の項目について必要な見直しが図られました。

10 ポイント

1 活動分野の追加

活動分野が12項目から17項目に拡大されるとともに、一部を変更します。

- | | |
|--------------------------|---|
| ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 | ⑩ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| ② 社会教育の推進を図る活動 | ⑪ 子どもの健全育成を図る活動 |
| ③ まちづくりの推進を図る活動 | ⑫ 情報化社会の発展を図る活動 |
| ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 | ⑬ 科学技術の振興を図る活動 |
| ⑤ 環境の保全を図る活動 | ⑭ 経済活動の活性化を図る活動 |
| ⑥ 災害救援活動 | ⑮ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 |
| ⑦ 地域安全活動 | ⑯ 消費者の保護を図る活動 |
| ⑧ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 | ⑰ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |
| ⑨ 国際協力の活動 | |

2 設立(合併)認証申請における申請書類の簡素化

〈変更前〉

- ① 設立(合併)認証申請書
- ② 定款
- ③ 役員名簿
- ④ 就任承諾書
- ⑤ 役員の住所又は居所を証する書面
- ⑥ 宣誓書
- ⑦ 役員のうち報酬を受ける者の名簿
- ⑧ 社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑨ 確認書
- ⑩ 設立(合併)趣旨書
- ⑪ 設立(合併)者名簿
- ⑫ 設立(合併)についての意志の決定を証する議事録
- ⑬ 設立(合併)当初の財産目録
- ⑭ 設立(合併)当初の事業年度を記載した書面
- ⑮ 設立(合併)の初年及び翌年の
(当時の事業年度及び翌事業年度)事業計画書
- ⑯ 設立(合併)の初年及び翌年の
(当時の事業年度及び翌事業年度)収支予算書

〈変更後〉

- ① 設立(合併)認証申請書
- ② 定款
- ③ 役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿
- ④ 就任承諾書及び宣誓書
- ⑤ 役員の住所又は居所を証する書面
- ⑥ 社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑦ 確認書
- ⑧ 設立(合併)趣旨書
- ⑨ 設立(合併)についての意志の決定を証する議事録
- ⑩ 省略
- ⑪ 設立(合併)当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑫ 設立(合併)当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

3 その他事業の明確化

特定非営利活動に係る事業以外の事業としてその他事業を規定し、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うことができるものとします。また、その他事業を行ふ場合において、収益を生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用するものとします。会計区分については、特定非営利活動に係る事業とその他事業の2つに区分するものとします。これまでの収益事業は、その他事業に含まれるものとします。

4 定款への記載事項の追加

申請書類の省略、その他事業の明確化に伴い、定款に以下の内容を明記します。
・その他事業に関する事項
・事業年度

5 暴力団等の排除の実効性の確保

1) 認証関係

- ① 暴力団等の排除のために、法第12条に基づく認証基準の規定において暴力団等の範囲を、下線部のように広げます。
 - ・暴力団
 - ・暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体。その構成員(以下「暴力団の構成員等」といいます。)には、暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- ② 法第12条に基づく認証に当たり、所轄庁は、必要があると認めるときは、警察当局の意見を聞くことができるとする旨の規定を置きます。

2) 役員の欠格事由関係

- ① 法第20条の役員の欠格事由として、「暴力団の構成員等」を追加します。
- ② 法第12条に基づく認証及び法第23条に基づく役員変更届の受理に当たり、所轄庁は、必要があると認めるときは、警察当局の意見を聞くことができるとする旨の規定を置きます。

3) 監督関係

- ① 所轄庁は、特定非営利活動法人について、暴力団等に該当するあるいはその役員が暴力団の構成員等に該当する疑いがあると認められる場合には、法第41条に基づく報告徴収又は立入検査を実施する前に警察当局に対し、その旨の意見を聞くことができる旨の規定を追加します。
- ② 警察当局は、特定非営利活動法人について、暴力団等に該当するあるいはその役員が暴力団の構成員等に該当すると認められる場合には、所轄庁に対して意見を述べることができる旨の規定を置きます。

6 役員任期の伸長

役員任期(現行 法第24条 2年以内)について、定款で役員を社員総会で選任することをしているNPO法人は、定款で規定することにより、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでの間、任期を伸長することができます。

7 事業の変更を伴う定款変更認証申請の場合の申請書類の追加

事業の変更を伴う定款変更(法第25条)を行う場合、所轄庁へ提出する申請書類に次の書類を追加します。

- ・進行中の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ・進行中の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

8 予算準備の原則の規定の削除

法第27条第1号(「収入及び支出は、予算に基づいて行うこと」)の規定を削除します。

9 虚偽報告、検査忌避等に対する罰則規定の新設

法第41条第1項(報告徴収)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者(理事、監査及び清算人)は、20万円以下の過料に処する旨の規定を追加します。

10 課税の特例

租税特別措置法に定めるところにより、国税庁長官の認定を受けた特定非営利活動法人に対する寄付控除等の特例の適用があること(いわゆる認定NPO法人制度)について、NPO法人の設立申請者、NPO法人の関係者及び一般市民に周知することを目的に、入念規定として設けられたものです。

NPO法(改正)についてのQ&A

Q 新しい活動分野(特定非営利活動)の具体的な内容を教えてください。

A 追加される活動分野の中で考えられる具体的な事業例としては、

●情報化社会の発展を図る活動
例えば、インターネットなど、新しい情報通信技術手段の活用の促進を図る事業

●科学技術の振興を図る活動
例えば、大学の関係者が各自の研究を基にある科学技術の普及を図る事業

●経済活動の活性化を図る活動
例えば、ベンチャー教育等、起業活動の環境整備を図る事業
商店街活性化を通じて地域全体の経済活性化の促進を図る事業

●職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
例えば、路上生活者や障害者の職業訓練・就労支援を図る事業

●消費者の保護を図る活動
例えば、消費者に対して商品に関する情報提供、商品知識の普及を図る事業

Q 「その他事業」の具体的な内容は何ですか。

A 「その他事業」とは、特定非営利活動以外の事業のことです。したがって、従来の収益事業はこれに含まれることになります。このほか、従前のNPO法に明示的に規定されていなかった狭義の「その他事業」も含まれます。狭義の「その他事業」とは、例えば、特定非営利活動以外の公益事業や、会員間の相互扶助のための福利厚生、共済等の事業が挙げられるでしょう。

Q 施行日前に申請した法人に対する法の適用はどのようになっているのですか。

A 改正法の施行期日は平成15年5月1日です。特定非営利活動の種類等NPO法人の法定要件や、定款記載事項、申請書類等の申請手続きについては、施行日前に申請した法人には旧NPO法が適用され、施行日以後に申請した法人に関しては改正法が適用されます。例えば、稀なケースですが、仮に施行日前に申請した法人が不認証となつた後、再度、施行日以降所轄庁に申請をした場合には改正法が適用されることとなります。この場合は、施行日前後で定款記載事項、申請書類等について違いがあり、改正法に合致させる必要があります。

INFORMATION

県からのお知らせ

平成15年度当初予算におけるNPO活動促進関連事業

1. NPOとの協働モデル事業の実施

NPOと行政の協働を推進するため、分野を特定せずにNPOのみなさんから事業提案を公募し、NPOに委託することとしています。

2. NPOリーダー養成講習会・協働コーディネーター養成講習会の開催、指導員の派遣

NPOのリーダーや実務担当者のみなさまを対象とした講習会を県内3地域（加賀、金沢、能登）で開催します。また、NPOからの要請に応じて経理等に詳しい指導員を派遣し相談や指導を行います。また、NPOと行政との協働をコーディネートできる人材を養成する講習会も開催します。

事業の実施については、NPOに委託することとしています。

3. 地域NPOシンポジウムの開催

地域のみなさんにNPO活動に対する理解を深めていただくために、県内5地域でNPOシンポジウムを開催します。この事業についてもNPOから企画案を公募し委託することとしています。

4. NPO全国大会等への派遣助成について

NPOの全国大会等への参加者を募集し、派遣とともに費用の一部（交通費及び負担金の一部）を県で負担します。（ただし、1団体1名までとします。）

5. その他の事業

以上のほかにNPO活動支援

センターの運営やNPOフォーラムの開催、いしかわNPOニュースの発行（年4回）についても継続することとしています。

石川県NPO活動支援センター
〒920-0962 金沢市広坂2丁目1番1号
石川県広坂庁舎2号館2階（平成15年4月1日以降）

お問い合わせ先 TEL 076-223-9558 FAX 076-223-9559
URL <http://www.ishikawa-npo.jp>
担当／岩城・奥

NPO・ボランティア情報

第12回全国ボランティアフェスティバルいしかわ メインテーマ決定

「来まし石川 つなげよう心の輪
あんやとね あったかボランティア」

美しい自然や豊かな文化に育まれた石川で、ボランティアフェスティバルに集う人々が心と心をかよわせ、笑顔があつぱいのあつかいボランティアを広げたいという想いが込められています。（「来まし」は「来てください」、「あんやとね」は「ありがとう」の意味。）

石川県産業展示館を主会場に県内8ブロックで開催される本フェスティバルは、全国のボランティアの方々を石川のおもてなしの心でお迎えし、多くの方と心のつながりをつくり、ボランティア活動の輪が広がることを目指しています。

第12回全国ボランティアフェスティバル

いしかわ実行委員会事務局

〒920-8557

金沢市本多町3-1-10（石川県社会福祉会館内）

TEL 076-223-7755 FAX 076-223-7720

<http://www4.nsk.ne.jp/ishikawavf12/>

サポートメンバー募集！

1. 外出サポート（ボランティア入門講座）

障がいのある方が気軽に外出できるように、サポートしてくださる方を募集しています。一緒にお花見に出かけませんか。

●日時／平成15年4月5日（土）10：30～15：30頃

●場所／ハート事務局（金沢市御影町）及び犀川河畔

●内容／（午前）講座（車椅子の扱い方、外出サポートの現状等）
（午後）介助体験（障がいを持った方と一緒に、お花見に出かけます。）

●募集／運転ボランティア、介助ボランティア

2. 自立生活サポート

施設から飛び出し、新しい人生を切り開こうとする女性障がい者の自立実現に向けて、サポートしてくださる方を募集しています。

自立生活を介助してしてくださる方、障がい者の自立に関心のある方等、協力してくださる方は、ご連絡ください。

※詳しくは次までお問い合わせください。

特定非営利活動法人

自立生活センターハートいしかわ

〒921-8021 石川県金沢市御影町8番32号

TEL&FAX 076-242-1172

助成金ニュース

損保ジャパン記念財団 NPO法人設立資金助成

●対象者／社会福祉の分野でNPO法人の設立を計画している団体。

但し、平成15年度中に設立認証申請を行うことを原則とします。

●活動内容／障害者、高齢者の主として在宅福祉に関する活動

●助成額／1団体30万円 本年度の総額は未定

（平成14年度実績は100団体3,000万円）

●資金使途／法人設立に関する費用であれば使途は問いません。

●選考基準／

- 過去の活動実績を重視します。
- 障害者福祉団体を優先します。
- 団体としての将来性、事業の将来性を考慮します。
- 団体としてNPO法人化の合意が得られた団体を優先します。
- 出来るだけ全国各地の団体に助成するため地域性を考慮します。

●募集期間／平成15年4月1日（火）～4月30日（水） 当日消印有効

（財）損保ジャパン記念財団 社会福祉助成係

〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-16

損保ジャパン新宿東ビル11階

TEL 03-5919-0711 FAX 03-5919-0710

<http://www.sompo-japan.co.jp/foundation/>

お問い合わせ先

リコー中部(株)設立記念地域環境活動助成 グリーンプロモーション2003

●対象地域／

以下の県に主たる活動拠点のある市民活動団体・NPO
愛知県・静岡県・三重県・岐阜県・福井県・石川県・富山県

●対象団体／（上記地域で）市民主導で環境保全活動を行う市民活動グループ（法人格の有無・規模・実績は問いませんが、行政や大学・企業等が主導のものは対象になりません。）

●対象テーマ／

・環境保全に貢献するテーマ活動プロジェクト
・平成15年8月～平成16年3月に活動展開するプロジェクト

●助成額／1団体当たり上限20万円、最大5団体

●応募期間／平成15年4月1日（火）～5月12日（月） 当日消印有効

特定非営利活動法人

市民フォーラム21・NPOセンター

〒450-0003

愛知県名古屋市中村区名駅南1-20-11

NPOプラザなごや

TEL 052-586-1154 FAX 052-586-1174

<http://www.r-chubu.ricoh.co.jp/ecology/top/>

E-mail kei_zzz@sf21npo.gr.jp

担当／吉田

安藤スポーツ・食文化振興財団

トム・ソーヤースクール企画コンテスト

●目的／自然体験活動は、子ども達の創造性やチャレンジ精神を育むための最良の方法のひとつであることから、自然体験活動の企画事業を募集し、創意工夫のある企画立案団体（30団体）を入選作として支援するとともに、ホームページ上で実施内容公開することにより、野外教育の振興と活発化を図ります。

●活動内容／活動は自然のなかでの体験活動を原川とし、野外での企画事業を対象とします。また原則として非営利であることとします。

●対象活動／小学生及び中学生を対象とした自然体験活動で、申請者の主催企画事業であり、児童生徒の心身の健全育成に寄与する企画内容であることとします。

●開催期間／平成15年7月1日（火）～10月31日（金）に実施する事業であることとします。

●支援内容／応募企画の中から入選作として30団体を選考し、支援金として1団体に20万円を交付します。また、一定基準を満たした応募団体には7月10日以降にチキンラーメン1ケース（30食）をプレゼントします。

●応募締切／平成15年6月10日（火）必着

安藤スポーツ・食文化振興財団

「トム・ソーヤースクール企画コンテスト」係

〒563-0041 大阪府池田市満寿美町8-25

TEL 072-752-4335 FAX 072-752-1288

<http://www.shizen-taiken.com/>

E-mail zaidan@shizen-taiken.com

編集後記

本号の特集でも取り上げているとおり、当センター「あいむ」は4月に旧県庁の広坂へ移転します。

今回の移転により、かねてからご要望の多かった、会議コーナーと作業コーナーの分離が実現するなど、利用者の皆さんのニーズに沿った使い勝手の向上が図られるものと考えております。

また「あいむ」のスタッフ一同も、新しいセンターがこれまで以上に魅力ある施設となるよう、新たなる気持ちを持って、工夫を重ねてまいりたいと思っております。

皆さんの来所をお待ちしています。

平成14年度「川に学ぶ」活動助成

●助成対象活動／下記に該当する活動に対し、助成を行います。

(1) 河川・海岸等の水辺や、水辺に関わる地域をフィールドとして行う自然体験や環境教育等の活動

(2) 河川・海岸等に関係するセミナーやスクールの実施、情報の提供等の活動

●助成対象期間／

原則として、平成15年4月26日（土）～平成16年1月31日（土）に実施する活動

●助成額／1活動（1団体）あたり10万円を限度とします。

●助成対象費目／活動に必要となる器具・材料の購入費（賃料を含む）、人件費（謝金等）等

●助成件数／30件程度

●応募方法／所定の応募用紙にて、下記まで郵送してください。

●応募締切／平成15年4月25日（金）必着（FAX不可）

※問合せは直接または電話にて担当者までお願いいたします。

FAX、メール等による問合せは受け付けておりません。

（財）リバーフロント整備センター
「川に学ぶ」活動助成事業 事務局

〒102-0075

東京都千代田区三番町3-8 泉館三番町3F

TEL 03-3265-7121 FAX 03-3265-7456

<http://www.rfc.or.jp/>

担当／研究第一部 北川・鰐渕・茂木

「あいむ」からのお知らせ

●本誌に関するご意見、ご要望をお寄せください。

お寄せいただいたご意見等は、制作に生かすほか、本誌に掲載してまいりたいと考えています。

INFORMATION利用案内

●本誌は6月、9月、12月、3月の年4回発行する予定です。

情報掲載希望の方は、おのの前月の15日までに、事業の概要（企画書、チラシ等）を郵送、ファクシミリ等でお送りください。（その際には、「いしかわNPOニュース」掲載希望とお書き添えください。）

●ファクシミリの場合は、送信後からならず着信の確認をしてください。

●政治、宗教、営利を目的とする活動は掲載できません。

●誌面の都合により、お寄せいただいた情報を掲載できない場合があります。また、事前に掲載の可否の連絡はいたしませんので、ご了承ください。

●掲載料は無料です。

●送り先：石川県NPO活動支援センター「あいむ」

〒920-0962 金沢市広坂2-1-1

石川県広坂庁舎2号館2階（平成15年4月1日以降）

TEL076 (223) 9558 FAX076 (223) 9559